

尖閣諸島をめぐる日中の対外発信活動

山 本 彩 佳

- ① 尖閣諸島に関して、日本政府は「尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」という立場を取っている。しかし、中国は、「釣魚島〔尖閣諸島の中国名〕およびその付属島嶼は、中国の領土の不可分の一部である。歴史、地理、法理のいかなる角度から見ても、釣魚島は中国固有の領土であり、中国は釣魚島に対して争う余地のない主権を有している」と主張しており、国際社会に対しても、尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を積極的に発信している。
- ② 日本政府は従来、尖閣諸島に関して積極的な広報活動を行うことを控えていたが、中国側の動きを受けて、尖閣諸島に関する日本の立場を積極的に国際社会に説明する方針を取るようになった。
- ③ 中国が行った対外発信活動の主な事例としては、尖閣諸島に関する「白書」の発表、国連総会等での演説、各国に駐在する大使による新聞への寄稿等を挙げることができる。
- ④ 日本が行った対外発信活動の主な事例としては、外務省ホームページの拡充、海外の新聞等への寄稿を挙げることができる。また、2012年12月に発足した第2次安倍晋三内閣は、海洋政策・領土問題担当大臣を新設し、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」を設置する等、対外発信の強化に向けた取組みを行っている。
- ⑤ 「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」が領土担当相の下に設置され、効果的な内外発信のあり方について検討を行った結果を報告書にまとめて提出した。報告書では、日本の英語による発信が関係国に比べて「圧倒的に後れている」と指摘し、英語による発信の重要性を強調した。尖閣諸島をめぐることは、中国が「物理的手段で日本の領土・主権を脅かす」ことを阻止するために対外発信が「死活的に重要になりつつある」と強調した。また、尖閣諸島をめぐる対外発信については外交上の目標との整合性を十分に考慮して慎重に考えていく必要があると注意も促した。
- ⑥ 第2次安倍内閣の発足以降、日本政府は領土・主権対策企画調整室の設置以外にも対外発信の強化に向けた取組みを行っており、日本政府が今後どのような政策を取っていくのかが注目される。

尖閣諸島をめぐる日中の対外発信活動

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 山本 彩佳

目 次

はじめに

I 中国の対外発信活動

- 1 白書
- 2 演説
- 3 新聞への寄稿等

II 日本の対外発信活動

- 1 外務省ホームページの拡充
- 2 新聞等への寄稿
- 3 「領土・主権対策企画調整室」の設置

おわりに

はじめに

尖閣諸島に関して、日本政府は「尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」という立場を取っている⁽¹⁾。しかし、中国⁽²⁾は、尖閣諸島は「中国固有の領土である」と主張しており、国際社会に対しても独自の主張を積極的に発信している。日本政府は従来、尖閣諸島に関して積極的な広報活動を行うことを控えていたが、このような中国の動きを受けて、国際社会に向けた発信を強化するための取組みを行うようになった⁽³⁾。

中国が行っている対外発信活動に関しては、資料の制約等もあり、その全体像を把握することは難しい。中国が尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を始めたのは1970年代以降であるが、本稿では2012年9月の日本政府による尖閣三島の所有権の取得以降の動きに着目し、まず、中国が行った対外発信活動について、日本の新聞等でも報道された主な事例を挙げて紹介する。なお、本稿の目的は、あくまで対外発信活動について具体的な事例を挙げて紹介することであり、中国の主張に対して支持等を与えるものではない。それぞれの事例に対して日本側から反応があった場合には、その反応についても取り上げる。次いで、日本が行った対外発信活動の主な事例についても中国からの反応と合わせて紹介するとともに、2012年12月に発足した第2次安倍晋三内閣の対外発信に関する政

策についても取り上げる。

尖閣諸島に関する中国の主張を記述するにあたって、中国の主張に対する日本の見解をまとめた別表を末尾に付した。また、参考として、日本及び中国がそれぞれの立場の根拠等として言及している「カイロ宣言」、「サンフランシスコ平和条約」等の外交文書・条約等の関連部分も末尾に付した。それぞれ必要に応じてご参照いただきたい。地名の表記に関しては、原則として「尖閣諸島」を用いるが、中国の主張を翻訳して記述する場合に限り、原文どおり「釣魚島」（尖閣諸島の中国名）を用いる。また、文中の肩書はすべて当時のものである。

I 中国の対外発信活動

中国は、尖閣諸島に関して「釣魚島およびその付属島嶼は、中国の領土の不可分の一部である。歴史、地理、法理のいかなる角度から見ても、釣魚島は中国固有の領土であり、中国は釣魚島に対して争う余地のない主権を有している」⁽⁴⁾と主張しており、国際社会に対しても、様々な手段で独自の主張を積極的に発信している。中国が行った対外発信活動の主な事例としては、尖閣諸島に関する「白書」の発表、国連総会等での演説、各国に駐在する大使による新聞への寄稿等を挙げることができる。

1 白書

2012年9月25日、中国国務院新聞弁公室は「釣魚島は中国固有の領土である」と題する「白書」を中国語、日本語、英語の3か国語で発表した⁽⁵⁾。この「白書」は5章構成で、尖閣諸島

(1) 「尖閣諸島についての基本見解」2013.5. 外務省ホームページ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/kenkai.html>> (本稿におけるインターネット情報は、いずれも2013年10月1日に確認したものである。)

(2) 本稿での「中国」は、原則として「中華人民共和国」を指す。ただし、対外発信の事例の紹介にあたっては、原文で用いられたとおりの表現を用いて記述しているため、「中国」が「清国」等を指している場合もある。

(3) 「外務大臣会見記録(要旨)(平成24年9月)」外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1209.html#8-A>

(4) 国務院新聞弁公室「釣魚島は中国固有の領土である」2012.9.25. <<http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/2012/Document/1225270/1225270.htm>>

の主権に関する中国の主張、日本の主張への反論、尖閣諸島の主権を守るための中国の取り組み等の内容からなる。

第1章では、尖閣諸島が中国固有の領土であると主張する根拠として、中国内外の歴史書や地図における記述を挙げた。例えば、1403年に完成したとされる航海指南書の『順風相送』にすでに釣魚島、赤尾嶼等の地名が記載されていることが14、15世紀には中国がすでに尖閣諸島を発見し命名していたことを示していると主張した。

第2章では、尖閣諸島の日本領土への編入の経緯に触れ、日本が尖閣諸島を盗み取ったと主張した。まず、1885年10月21日付の井上馨外務卿から山縣有朋内務卿に宛てた書簡⁽⁶⁾に「この際、公然と国標を建設する等の処置を行えば、清国の疑惑を招くだろう。实地踏査をさせ、港湾の形状並びに土地物産開拓見込の有無詳細を報告させるに止め、国標を建て開拓等に着手するは他日の機会に譲るべきだろう⁽⁷⁾」との記述があること等を挙げ、当時の日本政府は尖閣諸島が中国に属することをよく知っていたと主張した。また、この書簡等の日本の公文書が1885年の日本政府による尖閣諸島の現地調査の開始から1895年1月の領土編入の閣議決定に至るまでの過程が終始秘密裏に進められたことをはっきりと示しており、尖閣諸島の領有権に関する日本の主張は国際法上の効力を持たないとした。そして、1895年4月、甲午戦争(日

清戦争)に敗れた清朝は日本と不平等な「馬関条約」(下関条約)に調印して尖閣諸島を台湾の付属島嶼として割譲することを強要されたと主張した。

第3章では、第二次世界大戦後の尖閣諸島の扱いについて、日本と米国が尖閣諸島の施政権の授受を行ったことは不法かつ無効であると主張した。まず、尖閣諸島は第二次世界大戦後、「カイロ宣言」、「ポツダム宣言」及び日本の「降伏文書」に基づいて台湾の付属島嶼として中国に返還されたと主張した。そして、「サンフランシスコ平和条約」で規定された米国の信託統治の範囲に尖閣諸島は含まれていなかったとして、1950年代に琉球列島米国民政府が「琉球政府章典」及び「琉球列島の地理的境界」に関する布告を発表して米国の信託統治の範囲を勝手に拡大し、1971年に日本と米国が「沖縄返還協定」に調印して尖閣諸島の施政権を日本に返還したことは、中国の領土主権に対する重大な侵犯であり不法かつ無効な行為であると主張した。

第4章では、尖閣諸島に関する日本の主張を全く根拠のないものであると批判した。中国は、日本人が発見する前から尖閣諸島を有効に管轄してきており尖閣諸島は決して「無主地」ではなかったとして、日本が「先占の法理」に基づいて尖閣諸島を領土に編入したことは国際法上の効力を有しないと主張した。また、日本が尖閣諸島を占有しようとすることは、カイロ宣言

(5) (中国語) 国务院新闻办公室「钓鱼岛是中国的固有领土」2012.9.25. <<http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/2012/Document/1225272/1225272.htm>>

(日本語) 国务院新聞弁公室「釣魚島は中国固有の領土である」2012.9.25. <<http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/2012/Document/1225270/1225270.htm>>

(英語) State Council Information Office, “Diaoyu Dao, an Inherent Territory of China,” 2012.9.25. <<http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/2012/Document/1225271/1225271.htm>>

(6) 1885(明治18)年9月22日、沖縄県令の西村捨三が「久米赤島外二島取調」に関する上申書を山縣内務卿に提出し、その中で国標の建設について指揮を仰ぎたいとした。山縣内務卿は上申書の提出を受けて、国標の建設は差し支えないとする太政官上申案をまとめ、同年10月9日付の書簡で井上外務卿に上申案に対する意見を求めた。それに対する回答の書簡。

(7) 「尖閣諸島に関するQ&A Q8 参考:井上外務大臣から山縣内務大臣への書簡(1885年10月21日)」外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html> なお、原文は、外務省編纂『日本外交文書 明治 第十八巻(第3版)』巖南堂書店, 1996, p.575に掲載。

やポツダム宣言等によって確立された戦後秩序に対する挑戦であると非難した。

第5章では、中国が尖閣諸島の主権を守るために行ってきた取組みの例として、外交声明の発表等による抗議、「領海法」の制定等の国内法の整備、海洋監視船や漁業監視船等による尖閣諸島海域でのパトロールの実施等を挙げた。

結びの言葉では、1970年代の日中国交正常化及び日中平和友好条約締結の際に、日中両国の指導者は「釣魚島の問題を棚上げし、将来の解決にゆだねる」ことについて了解と共通認識に達したと主張し、日本政府による尖閣諸島の「国有化」は、日中両国の先代の指導者が達成した了解と共通認識に背くものであると批判した。

2 演説

(1) 楊潔篪外交部長の国連総会における演説

2012年9月27日、中国の楊潔篪外交部長は、第67回国連総会で行った一般討論演説の中で尖閣諸島について言及し、次のように述べた。

「釣魚島及びその付属島嶼は古くから中国固有の領土であり、中国側はそのことに対して争いようのない歴史的、法的根拠を有している。1895年、日本は甲午戦争〔日清戦争〕末期にこれらの島嶼を盗み取り、中国政府に不平等条約への署名を強要して、これらの島嶼を含む関係領土を日本に割譲させた。第二次世界大戦の終結後、『カイロ宣言』や『ポツダム宣言』等の国際文書に基づき、釣魚島などの島嶼は日本によって占領されたその他の領土とともに中国に返還された。日本政府によるいわゆる『島の購入』等の一方的な行為は、中国の主権を著しく侵害し、世界的な反ファシズム戦争への勝利の成果を公然と否定するものであり、戦後国際秩序及び『国連憲章』の主旨と原則に対する重大な挑戦である。日本側の措置は完全に違法か

つ無効なものであり、日本が中国の領土を盗み取ったという歴史的事実を少しも変えることはできず、中国の釣魚島及びその付属島嶼に対する領土主権を少しも揺るがすことはできない。領土主権を維持するという中国政府の立場は、確固として不動のものである。中国側は日本側に中国の領土主権を損なう一切の行為を直ちに停止し、実際の行動によって過ちを正し、交渉によって争いを解決する道へと戻るよう強く促す。」⁽⁸⁾

これに対して、日本側は答弁権を行使し、兒玉和夫国連次席大使が反論演説を行った。兒玉次席大使は、日本政府は1895年1月の閣議決定によって尖閣諸島を正式に日本の領土に編入しており、台湾及びその付属島嶼の日本への割譲は1895年4月に調印された「日清講和条約」

(下関条約)によるものであるため、日本が日清戦争の過程で尖閣諸島を掠め取ったという中国側の主張は成り立たないと指摘した。また、中国政府及び台湾当局が尖閣諸島の領有権について独自の主張を始めたのは1970年代以降であり、それ以前はサンフランシスコ平和条約第3条で米国の施政下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれている事実に対しても何ら異議を唱えていなかったと指摘した。さらに、中国側の姿勢について、「二国間の見解の相違を安易に過去の戦争に起因するものとする姿勢は、物事の本質から目をそらすものであり、説得力をもつものではなく、また非生産的である」と批判した。⁽⁹⁾

日本側の反論演説を受けて、中国側も李保東国連大使が反論演説に立った。李大使は、日本側代表の発言は歴史を公然と歪曲するものであると批判し、「釣魚島及びその付属島嶼は古くから中国固有の領土であり、中国側はそのことに対して争いようのない歴史的、法的根拠を有している」と再度主張した。また、日本政府に

(8) 「大会 第六十七届会议 第十四次全体会议」UN Doc. A/67/PV.14 (2012年9月27日). <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/67/PV.14&referer=http://www.un.org/en/ga/documents/symbol.shtml&Lang=C> ([]内は執筆者補記。以下同様。)

よる尖閣三島の所有権の取得を、その実質は「マネーロンダリング」であって、中国から領土を盗み取ったことを不法な手段によって合法化することを企図した行為であると非難した。⁽¹⁰⁾

これを受けて、兒玉次席大使は2度目の反論演説に立ち、「尖閣諸島が我が国の固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に我が国はこれを有効に支配している」、「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」と我が国の基本的立場を述べた⁽¹¹⁾。さらに、李大使も2度目の反論演説を行い、日本は現在でもかつての植民地主義意識を有していると批判した。また、現在の事態は日本側が引き起こしたものであり、日本側は歴史を尊重し、現実を正視して、中国の主権を損なう一切の行為をやめるべきであると主張した⁽¹²⁾。日中両国ともに、国連総会で認められている2度の答弁権を使い切る事態となった。

(2) 李克強首相のポツダムにおける演説

2013年5月26日、ドイツを訪問していた李克強首相は、ポツダム会談の会場跡地を見学した後、記者団に対してポツダム宣言について語った。その中で李首相は、日本についても言及し、尖閣諸島を念頭に置いたと考えられる次のような発言をした。「私は、一人の中国人として、また中国人民の代表として特に強調したい。『ポツダム宣言』の第8条は、『カイロ宣言』

の条項が履行されるべきであると明確に示している。また、『カイロ宣言』は、日本が盗み取った中国の領土、例えば、中国の東北部、台湾等の島嶼を中国に返還することを明確に規定している。これは、何千万という命と引き換えに得た勝利の成果であり、第二次世界大戦後の世界の平和秩序を保証する重要なものである。すべての平和を愛する人々は、戦後の平和秩序を守るべきであり、この戦後の勝利の成果を破壊したり否定したりすることは許されない。」⁽¹³⁾

この発言に関して、菅義偉内閣官房長官は27日の記者会見で「あまりにも歴史を無視した発言。中国がどのようなことを言っても、我が国の立場に全く影響を与えない」と批判した⁽¹⁴⁾。これに対して、李首相とともにドイツを訪問していた王毅外相は、ベルリンで記者の質問に答え、「日本側の発言は常識を欠いており、道理をわきまえていない。このような人々には、もう一度まじめに学生をやり直して、改めて『ポツダム宣言』と『カイロ宣言』に目を通し、二度とこのような常識に欠けた発言をしないように促す」と述べた⁽¹⁵⁾。また、中国外交部の洪磊報道官も28日の記者会見で「日本側が歴史を正視する態度を取り、発言について説明と訂正を行って、二度と常識に欠けた発言をしないよう求める」と述べた⁽¹⁶⁾。

菅官房長官は、29日の記者会見で再び中国側の主張を批判し、戦後の日本の領土を確定し

(9) “General Assembly Sixty-seventh session 14th plenary meeting,” UN Doc. A/67/PV.14 (27 September 2012). <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A%2F67%2FPV.14&Lang=E>; 「2012年9月27日（NY時間）に行われた第67回国連総会一般討論における楊潔チ中華人民共和国外相のステートメントに対する答弁権行使による兒玉和夫大使のステートメント」2012.9.27. 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/24/un_0928.html>

(10) 「大会 第六十七届会议 第十四次全体会议」前掲注(8)

(11) 前掲注(9)

(12) 「大会 第六十七届会议 第十四次全体会议」前掲注(8)

(13) 「李克強参観波茨坦会议旧址时强调只有正视历史才能开创未来」2013.5.26. 外交部ホームページ <http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/zyxw_602251/t1043941.shtml>

(14) 「中国『ポツダム宣言で尖閣領有』日本政府『歴史を無視』『読売新聞』2013.5.28.

(15) 「王毅：客观史实，不容否认」2013.5.29. 新華社ホームページ <http://news.xinhuanet.com/2013-05/29/c_115959806.htm>

(16) 「2013年5月28日外交部发言人洪磊主持例行记者会」2013.5.28. 外交部ホームページ <http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/fyrbt_602243/jzhsl_602247/t1044736.shtml>

たのはサンフランシスコ平和条約であると指摘した⁽¹⁷⁾。これに対し、洪報道官は30日の記者会見で「『サンフランシスコ平和条約』は、その準備、起草、調印に中華人民共和国が参加しておらず、中国政府は「同条約が」違法かつ無効であると認識しているため、絶対に受け入れることができない」、「『サンフランシスコ平和条約』第3条で規定されている信託統治の範囲にも釣魚島は含まれない」と反論した。また、「中国側は日本側に歴史を正視し、事実を尊重して約束を守り、自らの果たすべき国際的な義務を真剣に履行するよう改めて促す」と述べた⁽¹⁸⁾。

3 新聞への寄稿等

(1) 米国主要紙への意見広告の掲載

2012年9月28日、米紙『ワシントン・ポスト』及び『ニューヨーク・タイムズ』に中国の英字紙『チャイナ・デイリー（中国日報）』⁽¹⁹⁾の意見広告が掲載された。広告は「釣魚島は中国のものである」という見出しで、見開き2ページを使って尖閣諸島の領有権に関する中国独自の主張を展開した。「釣魚島及びその付属島嶼は古くから中国固有の領土であり、中国は争いようのない主権を有している」として、日清戦争を通じて「日本が釣魚島を中国から奪い取った」と主張した。また、「釣魚島は第二次世界大戦後に中国に返還され」ており、「中国は、釣魚島をめぐって日本と米国が秘密裏に行ったやり

取りに反対してきた」と主張した。広告の最後の部分では、「日本による釣魚島のいわゆる『国有化』は中国の主権を著しく侵害するものであり、また、世界的な反ファシズム戦争の勝利の成果を否定し、それに挑戦するものである」と日本政府による尖閣三島の所有権の取得を批判した。⁽²⁰⁾

この広告の掲載を受けて、藤崎一郎駐米大使は28日の記者会見で、広告を掲載した2紙に「一方的な内容で事実関係に間違いがある」と抗議したことを明らかにした⁽²¹⁾。また、「一方的な意見を米国の主要紙が大きな形で取り上げることは誤解を与える」と述べた⁽²²⁾。

(2) 大使等による新聞への寄稿

各国に駐在する中国の大使等は、表1のように駐在国の新聞へ寄稿し、尖閣諸島に関する中国独自の主張を発信している。それを受けて、フランスやイギリス等では日本側も大使が反論文を寄稿して日本の立場を説明した。

(i) 仏紙『ル・モンド』への寄稿

2012年10月31日、仏紙『ル・モンド』は「釣魚島は中国のものであり、日本のものではない」と題する孔泉駐仏中国大使の寄稿を掲載した。寄稿で孔大使は、尖閣諸島が中国のものであることは多くの歴史的資料が証明していると主張し、例として、フランスの国立図書館が所蔵している3枚の古地図を挙げた。また、尖閣諸島

(17) 「中国の尖閣領有権主張 官房長官が全面反論」『東京新聞』2013.5.30.

(18) 「2013年5月30日外交部发言人洪磊主持例行记者会」2013.5.30. 外交部ホームページ <http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/fyrbt_602243/jzhs1_602247/t1045556.shtml>

(19) 中国を代表する英字新聞。『ワシントン・ポスト』、『ニューヨーク・タイムズ』、『ウォール・ストリート・ジャーナル』、『デイリー・テレグラフ』、『フィナンシャル・タイムズ』等の欧米の新聞に、毎月「China Watch」という名称の別刷りの折込みを出している。「中国日報簡介」チャイナ・デイリーホームページ <http://www.chinadaily.com.cn/static_c/gyzgrbwz.html> 「中国共産党中央宣伝部が直轄する英字新聞である。同共産党の機関紙は人民日報と光明日報とされるが、中国日報も英文の同党機関紙だといえる」という見方もある。「【緯度経度】ワシントン・古森義久 中国機関紙を『転載』する米紙」『産経新聞』2012.10.6.

(20) “DIAOYU ISLANDS BELONG TO CHINA.” 2012年9月28日付の『ニューヨーク・タイムズ』pp.A18-19、『ワシントン・ポスト』pp.A10-11に掲載された。

(21) 「『尖閣は中国領』、米紙に広告掲載、駐米大使が抗議」『日経新聞』2012.9.29, 夕刊.

(22) 「尖閣 米紙に意見広告 中国紙、政府と同じ主張」『読売新聞』2012.9.29, 夕刊.

表1 中国の大使等による尖閣諸島に関する寄稿の主な事例

年月日	国・地域	紙名	寄稿者・タイトル
2012.10.11	マルタ	Malta Independent	駐マルタ大使 蔡金彪 「釣魚島：真実のとき」
2012.10.14	EU	New Europe	駐EU大使 呉海龍 「釣魚島に対する中国の主権の歴史的、法的根拠」
2012.10.23	ドイツ	Frankfurter Allgemeine Zeitung	駐ドイツ大使館報道担当官 「事実雄弁に優る」
2012.10.23	南スーダン	Al Maseer	駐南スーダン大使 李志国 「釣魚島：歴史を覆すことは許されない」
2012.10.29		South Sudan Today	
2012.10.31		Citizen	
2012.10.24	ベルギー	L'Echo	駐ベルギー大使 廖力強 「なぜ釣魚島は中国のものなのか」
2012.10.24	バハマ	Nassau Guardian	駐バハマ大使館 「釣魚島は中国固有の領土である」
2012.10.26	ポルトガル	Diário de Notícias	駐ポルトガル大使館報道担当官 「釣魚島問題の真相」
2012.10.28	EU	New Europe	駐EU大使 呉海龍 「釣魚島に関する明白な歴史的事実」
2012.10.31	フランス	Le Monde	駐フランス大使 孔泉 「釣魚島は中国のものであり、日本のものではない」
2012.11.2	イギリス	Financial Times	駐イギリス大使 劉曉明 「中国は日本の挑発的行動に対応する」
2012.11.7	カメルーン	Mutations	駐カメルーン大使 沃瑞棟 「釣魚島は中国のものである」
2012.11.17	セルビア	Politika	駐セルビア大使 張万学 「釣魚島問題の真相」
2012.11.23	ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	Nezavisne Novine	駐ボスニア・ヘルツェゴビナ大使 王輔国 「歴史の是非を覆すことは許されない」
2012.11.24		Oslobodenje	
2012.11.23	ニュージーランド	Dominion Post	駐ニュージーランド大使 徐建国 「なぜ釣魚島は中国のものなのか」

(出典) 中国外交部ホームページの「釣魚島問題」のページ <http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/ziliao_611306/zt_611380/dnzt_611382/diaoyudao_611400/> を基に筆者作成。なお、このウェブページの最終更新日は2012年12月4日である。

を中国に返還することは、第二次世界大戦の敗戦国である日本が協定に基づいて負わなければならない義務であると主張した。さらに、尖閣諸島の「棚上げ論」にも言及し、「棚上げ合意」は日中関係を正常化するための重要な要素の一つであったと主張した。⁽²³⁾

寄稿の中で中国側の尖閣諸島の領有権の根拠として挙げられた古地図は、ギヨーム・ドリール(Guillaume Delisle)が制作した1772年の地図、ディディエ・ロベール・ド・ヴォゴンディー(Didier Robert de Vaugondy)が制作した1778

年の地図、アレクサンドル・ブロンドー(Alexandre Blondeau)が制作した1817年の地図の3枚であるが、これらの地図については、「尖閣諸島の日本名も中国名もなく、中国領であることを示すものとは言えない」⁽²⁴⁾との報道がある。

この寄稿の掲載を受けて、日本側は小松一郎駐仏大使が同紙に「尖閣諸島は日本に属する」と題する文章を寄稿し、11月10日付の紙面に掲載された。寄稿で小松大使は、中国側の主張は「第二次世界大戦後の国際的な法秩序を一方的に改変しようとする試みである」と批判した。

(23) Kong Quan, "La Chine est propriétaire des îles Diaoyu et non le Japon," *Le Monde*, 31 Oct 2012.

(24) 「[Nippon 蘇れ] 頭脳(5)発信下手 領土にも影」『読売新聞』2013.1.7.

尖閣諸島が第二次世界大戦後に中国に返還されたという主張については、大戦後の日本の領土を確定したのは、日本とフランスを含む48か国との間で調印されたサンフランシスコ平和条約であると指摘した。中国側が主張している尖閣諸島の「棚上げ」については、日中間にそのような合意は存在しないことを強調した。また、日本政府による尖閣三島の所有権の取得について、所有権の移転に過ぎず、中国から様々な挑発的行為を受けている尖閣諸島を平穏かつ安定的に維持・管理するための最も安全で現実的な方法であったと説明した。⁽²⁵⁾

(ii) 英紙『フィナンシャル・タイムズ』への寄稿

2012年11月2日、英紙『フィナンシャル・タイムズ』は「中国は日本の挑発的行動に対応する」と題する劉曉明駐英中国大使の寄稿を掲載した。寄稿で劉大使は、2012年10月に玄葉光一郎外相がイギリスを訪問した際の「尖閣諸島に関しては、過去とは切り離して考えることが必要だと思う」という発言⁽²⁶⁾に触れて、「釣魚島問題は、すべて歴史に関する問題だ」と主張し、尖閣諸島に関する歴史的経緯を説明した。尖閣諸島の発見については、14、15世紀には中国が発見し命名しており、日本が尖閣諸島を発見したと主張して無主地であると判断したのは1884年になってからであると主張した。第二次世界大戦後の尖閣諸島の扱いについては、カイロ宣言及びポツダム宣言が、日本が盗取した領土を中国に返還することを規定しており、サンフランシスコ平和条約や沖縄返還協定による尖閣諸島の施政権の授受は日本と米国の間でのみ行われたものであって、中国はそれに強く反対したと主張した。尖閣諸島をめぐる現在の緊張状態については、日本政府による尖閣諸島

の不法な「購入」に起因するものであり、日本側が一方的に引き起こしていると批判した。また、日本は近年、尖閣諸島のいわゆる「実効支配」を強めるために、尖閣諸島を含む無人島への命名、尖閣諸島への上陸、調査、国内法の改正、尖閣諸島周辺の巡視等の行動を取っており、中国は、日本がこうした行動をさらにエスカレートさせることを防ぐために対応を取らざるを得ないと論じた。さらに、中国は平和的発展を外交の方針としており、反ファシズム戦争の結果を否定して戦後の国際秩序への挑戦を試みているのは日本であると主張した。⁽²⁷⁾

この寄稿の掲載を受けて、日本側は林景一駐英大使が同紙に「中国が冷静になって脅しをやめる時」と題する文章を寄稿し、11月14日付の紙面に掲載された。寄稿で林大使は、劉大使が説明した中国側の主張には根拠がないと批判した。日本は10年にわたる調査を経た後、1895年に先占の法理に基づいて尖閣諸島を平和的に領土に編入しており、国連の調査報告が東シナ海における石油埋蔵の可能性を指摘してから3年後の1971年まで中国は何の異議も唱えていなかったと指摘した。また、サンフランシスコ平和条約で尖閣諸島が南西諸島の一部として米国の施政下に置かれたことに対しても、中国も台湾も異議を唱えていなかったと指摘した。日本政府による尖閣三島の所有権の取得については、2008年から中国が派遣した政府の船舶が尖閣諸島周辺で日本の領海を侵犯していることに言及し、尖閣諸島を平穏かつ安定的に維持・管理するために行ったことであると説明した。林大使は、尖閣諸島をめぐる現在の緊張状態は中国が一方的に引き起こして悪化させているとして、寄稿の最後で、国際社会に「中国は冷静になって脅しをやめなさい」と声を上げ

⁽²⁵⁾ Ichiro Komatsu, “Les îles Senkaku appartiennent au Japon : La violence des Chinois mène à l’impasse,” *Le Monde*, 10 Nov 2012.

⁽²⁶⁾ 『フィナンシャル・タイムズ』のインタビューに対する発言。“Japanese minister urges calm in islands dispute,” *Financial Times*, 19 Oct 2012.

⁽²⁷⁾ Liu Xiaoming, “China responds to Japan’s provocative behavior,” *Financial Times*, 2 Nov 2012.

てほしいと呼び掛けた。⁽²⁸⁾

II 日本の対外発信活動

日本政府は従来、「尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」との立場から、尖閣諸島に関して積極的な広報活動を行うことを控えてきたが、2012年9月19日、玄葉外相が記者会見で、自らの訓令、指示で在外公館において日本の立場の発信を強化していることを表明した⁽²⁹⁾。同月28日には藤村修内閣官房長官が記者会見で、対外発信の強化について、「領土問題は存在しないので発信する必要はなかったが、一方的な考え方を発信されるなら、こちらもしっかりと発信して説明していくということだ」と語った⁽³⁰⁾。日本が行った対外発信活動の主な事例としては、外務省ホームページの拡充、海外の新聞等への寄稿を挙げることができる。また、2012年12月に発足した第2次安倍内閣は、海洋政策・領土問題担当大臣を新設し、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」を設置する等、対外発信の強化に向けた取組みを行っている。

1 外務省ホームページの拡充

2012年9月28日、外務省はホームページに「日中関係（尖閣諸島をめぐる情勢）」と題するバナーを設置し、尖閣諸島をめぐる政府の見解を閲覧しやすくした。バナーをクリックすると、「尖閣諸島についての基本見解」、「尖閣諸島に関するQ&A」等を最大7言語（日本語、英語、中国語、アラビア語、フランス語、ロシア語、スペイン語）で閲覧することができる。このバナー

は、世界各国の日本国大使館のホームページにも設置されている。

外務省によると、同省の英語版ホームページの2012年9月分のアクセス数は、前月比46.9%増の497万件に達した。9月11日の日本政府による尖閣三島の所有権の取得以降、尖閣諸島に対する外国人の関心が高まったことが要因とみられ、同月の在外公館のホームページのアクセス数も前月比21.7%増の1173万件に達した。⁽³¹⁾

2 新聞等への寄稿

尖閣諸島をめぐる、日本政府が積極的に日本の立場や領有権の根拠を説明する方針に転じたことを受けて、各国に駐在する日本の大使等も、駐在国の新聞に寄稿するなどして日本の立場等について説明している。米国では藤崎大使が有力ニュースサイトの「ハフィントン・ポスト」に寄稿し、中国及び韓国との緊張関係をめぐる日本の立場を説明した。また、玄葉外相も国際紙『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』に寄稿し、尖閣諸島に関する日本の立場を説明した。

(1) 藤崎一郎駐米大使による寄稿

2012年10月10日、藤崎大使は、米国の有力ニュースサイトである「ハフィントン・ポスト」⁽³²⁾に「日本は右傾化しているのか」と題する文章を寄稿した。寄稿で藤崎大使は、まず、米国のメディアで「日本でナショナリズムが高揚している」という意見がある⁽³³⁾ことに触れ、その論理は非常に誇張されたものであると指摘した。そして、日本と中国、韓国との間の昨今

⁽²⁸⁾ Keiichi Hayashi, "Time for China to calm down and stop bullying," *Financial Times*, 14 Nov 2012.

⁽²⁹⁾ 「外務大臣会見記録（要旨）（平成24年9月）」前掲注(3)

⁽³⁰⁾ 「尖閣の正当性、積極発信 日本政府 中国に対抗、方針転換」『朝日新聞』2012.9.29.

⁽³¹⁾ 「外務省英語版HP アクセス急増 9月46.9%増、尖閣に外国人関心」『産経新聞』2012.10.20.

⁽³²⁾ 米国で最も読まれるニュースブログサイトの一つ。2013年5月には日本版もサービスを開始した。「ハフポスト日本 サービスを開始」『朝日新聞』2013.5.7, 夕刊.

⁽³³⁾ 例えば、2012年9月21日付の『ワシントン・ポスト』が掲載した論評等。"Japan makes a shift to the right," *Washington Post*, 21 Sep 2012.

の緊張関係は「日本側から始めたものではない」と強調した。尖閣諸島をめぐることは、日本政府による尖閣三島の所有権の取得について、他者による購入を防ぎ、現状を維持して尖閣諸島を平穏かつ安定的に維持・管理するために行ったことであり、合法的な所有権の移転であって主権自体とは関係がないと説明した。また、米国政府が尖閣諸島には「日米安全保障条約」が適用されると繰り返し明言していることにも言及した。韓国との竹島をめぐる問題にも触れ、最近の状態は、2012年8月に韓国の李明博大統領が初めて竹島に上陸したことからはじまったものであると指摘した。中国、韓国との緊張関係に対する日本の姿勢については、「日本は冷静に対処し続ける。我々は緊張を高めるつもりはない」と説明した。藤崎大使は、「日本は右傾化しているのか」という問いに対して、「日本は右傾化していない。我々は、まっすぐに進み続ける」と答えて、寄稿を締めくくった。⁽³⁴⁾

(2) 玄葉光一郎外相による寄稿

2012年11月21日、国際紙『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』⁽³⁵⁾は、「岐路に立つ日中関係」と題する玄葉外相の寄稿を掲載した。寄稿で玄葉外相は、尖閣諸島に関して頻繁に提起される三つの質問に答える形で日本の立場について説明した。

一つ目の質問は、「なぜ日本政府は9月に尖閣三島を購入したのか」。この質問に対して玄葉外相は、「日中関係への悪影響を最小化するため」と答えた。2012年4月に石原慎太郎東京都知事が尖閣諸島を購入する計画を公表したことに言及し、尖閣三島の所有権の取得は日中関係を守るために日本政府が代わりにとれた唯

一かつ最善の選択であったと説明した。また、この措置は日本の国内法の下での所有権の移転に過ぎないと説明した。

二つ目の質問は、「日本政府は第二次世界大戦後の国際秩序を否定しようとしているのか」。この質問に対しては「ノー」と答え、第二次世界大戦以後、一貫して平和愛好国家としてアジアの平和と繁栄に大きく貢献してきたことは日本の国是であり、今後も変わることはないと主張した。また、中国政府が戦後国際秩序の重要な構成部分であるサンフランシスコ平和条約を「不法かつ無効」と見なし、同条約で定められた尖閣諸島の扱いを一方的に変更しようとして1992年に領海法を策定し尖閣諸島を中国の領土と宣言したことに言及して、「戦後の国際秩序を否定しているのは、日本と中国、どちらの国であろうか」と問いかけた。

三つ目の質問は、「日本政府はなぜ本件をICJ [国際司法裁判所] に付託しないのか」。この質問に関しては、日本が尖閣諸島を国際法に基づき有効に支配しているという現状にチャレンジしているのは中国であり、「この問いは中国に対して発せられるべきである」と指摘した。さらに、「中国は国際場裡で様々な主張をキャンペーンしており、国際法に基づく解決を目指しても良さそうなものであるが、ICJの強制管轄権を受諾して付託しようとする気配はないのはなぜだろうか」と疑問を呈した。⁽³⁶⁾

この寄稿について、中国側は外交部の華春瑩報道官が22日の定例記者会見で、「日本の外相の言論は極めて誤ったもので、無責任なものである」と批判した。華報道官はサンフランシスコ平和条約について、中国はサンフランシスコ講和会議の参加国から除外されていたため、同

⁽³⁴⁾ Ichiro Fujisaki, "Is Japan Turning to the Right?," *Huffington Post*, October 10, 2012. <http://www.huffingtonpost.com/ichiro-fujisaki/japan-senkaku-islands_b_1954686.html>

⁽³⁵⁾ 『ニューヨーク・タイムズ』の国際版。世界約130か国で販売されている。"History: International Herald Tribune." インターナショナル・ヘラルド・トリビューンホームページ <<http://www.ihinfo.com/about/history/>>

⁽³⁶⁾ Koichiro Gemba, "Japan-China relations at a crossroads," *International Herald Tribune*, 21 Nov 2012. なお、日本語訳が外務省ホームページに掲載されている。「玄葉大臣によるインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙への寄稿」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/gaisho/gemba/pdfs/ih121121_jp.pdf>

条約は中国に対して拘束力を持たず、日中双方が戦後の領土の帰属問題を解決するうえでの法的基礎とはならないと主張した。また、尖閣諸島をめぐる「現状にチャレンジしているのは中国である」という玄葉外相の主張については、改めて「釣魚島は中国固有の領土である」と主張したうえで、「日本側がいうところの『現状』が、日本が釣魚島に対して不法占拠やいわゆる『実効支配』を行っているということであるならば、中国側はこれまでにそれを認めたことも、受け入れたこともない」と述べた。さらに、日本側のいう「実効支配」は「不法かつ無効であり、中国側は絶対に受け入れない」と強調した。⁽³⁷⁾

3 「領土・主権対策企画調整室」の設置

2012年12月に発足した第2次安倍内閣は、海洋政策・領土問題担当大臣を新設し、山本一太参議院議員を初代大臣に任命した⁽³⁸⁾。2013年2月5日、山本領土担当相は閣議後の記者会見で、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」を同日付で設置することを発表し、調整室の任務は、「領土についての様々な状況を調査・検証すること」、「竹島及び尖閣諸島について領土・主権に関する国民世論の啓発等に関わる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理すること」、及び「内閣府の北方対策本部との連携を図る」ことであると説明した。また、「国内啓発等」の中には「内外発信」も含まれるとして、「内外発信」について有識者のチームを設けて協力を求める考えも示した⁽³⁹⁾。4月2日、領土担当相の下に、「領土・主権をめぐる

内外発信に関する有識者懇談会」（以下、有識者懇談会）を立ち上げることが発表された⁽⁴⁰⁾。対外発信は従来外務省が行ってきていることであるが、そのことについて山本領土担当相は、4月12日の閣議後の記者会見で、「外務省、あるいは総理の方針も見ながら、総理、あるいは外務大臣をバックアップできるような発信をしていきたい」と語った⁽⁴¹⁾。

有識者懇談会（座長＝西原正平和・安全保障研究所理事長）は、4月以降5回にわたり会合を開き、効果的な内外発信のあり方について検討を行った。その検討結果は報告書にまとめられ、7月2日に山本領土担当相に提出された。報告書は、日本の英語による発信が関係国に比べて「圧倒的に後れている」と指摘し、英語による発信の重要性を強調した。「領土・主権をめぐる発信に関しては、第三国の国民に日本の立場を理解してもらうことが重要」であるため、「国際的影響力のある英語圏地域において、英語による発信を強化すべきである」と訴え、具体的な方策として、民間研究機関等による領土・主権に関する資料・論文を集めたウェブサイトの構築・維持への支援、日本の領土・主権の発信にかかわる論文・書籍翻訳のための仕組みづくり等を検討するよう政府に求めた。また、日本では、領土・主権をめぐる発信において様々な見解が自由に表明されており、そのことが日本の立場を危うくしている事例が数多く見られると指摘した。第三国に対して「日本の立場を『ワン・ボイス（一貫性のある言葉）』で発信することが有効である」として、政府に領土・主権に関する使いやすい説明資料を作成することを求

(37) 「2012年11月22日外交部发言人华春莹主持例行记者会」2012.11.22. 外交部ホームページ <http://www.mfa.gov.cn/mfa_chn/fyrbt_602243/jzhsl_602247/t991810.shtml>

(38) 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、科学技術政策、宇宙政策）、情報通信技術（IT）担当との兼務。

(39) 「山本内閣府特命担当大臣記者会見要旨 平成25年2月5日」内閣府ホームページ <http://www.cao.go.jp/minister/1212_i_yamamoto/kaiken/2013/0205kaiken.html>

(40) 内閣官房「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会について」2013.4.2. <<http://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/130403kondankai.pdf>>

(41) 「山本内閣府特命担当大臣記者会見要旨 平成25年4月12日」内閣府ホームページ <http://www.cao.go.jp/minister/1212_i_yamamoto/kaiken/2013/0412kaiken.html>

めた。日本の発信体制については、「内外発信の戦略や内容を企画し、資料収集等を行い、重層的発信をする体制が脆弱であり、政府がイニシアティブをとって重層的な発信を組織化する体制整備を行うべきである」と指摘した。重層的な発信に資する具体的な施策の例としては、海外のシンクタンクへの日本研究者の派遣や各国有識者の日本での受け入れ、日本における国際シンポジウムの開催等を挙げた。調査研究体制についても、日本の体制の「足腰の弱さ」を指摘し、「領土・主権に関して、研究機関や資料センター、図書館のアーカイブ（資料書庫）などを活用して文献・史料を発掘し、英訳したうえで発信していくことが重要である」と訴えた。尖閣諸島をめぐる内外発信に関しては、「日本は有効な支配を継続する現状維持の立場をとっており、ことさら騒ぎ立てる立場にはない」が、中国が「物理的手段で日本の領土・主権を脅かす」ことを阻止するためには対外発信が「死活的に重要になりつつある」と強調した。尖閣諸島に関して「中国の物理的な力の行使による現状変更は許されない」という点を強調すべきであり、「中国が1971年になって初めて領有権を主張してきた事実」をアピールすることが有効であると指摘した。また、事実関係を中国語で発信することも重要であると訴えた。ただし、尖閣諸島をめぐる対外発信については、「日中関係を戦略的互惠関係⁽⁴²⁾で発展させる」という外交上の目標との整合性を十分に考慮し、慎重に考えていく必要があると注意も促した。⁽⁴³⁾

おわりに

有識者懇談会の報告書も指摘しているように、尖閣諸島をめぐる対外発信で、日本が中国に後れを取っているということは否めないであろう。第2次安倍内閣の発足以降、日本政府は領土・主権対策企画調整室の設置以外にも、海外への情報発信を戦略的に行うための方策を検討する「対外広報戦略企画チーム」⁽⁴⁴⁾の設置等、対外発信の強化に向けた取組みを行っている。外務省は、平成26年度予算の概算要求で「積極的な対外発信」のための事業を含む「領土保全対策」の費用として10億円を要求し、具体的には、世界各国の政策スタッフや有識者、報道関係者等との多層的なネットワークの構築・拡充、有識者等による対外発信に対する在外公館における支援等の取組みを行うとしている⁽⁴⁵⁾。

今後、日本の対外発信の強化のための取組みがさらに具体化されていくとすれば、それは有識者懇談会の報告書も指摘しているように、外交上の目標との整合性も十分に考慮したものになるであろう。安倍首相は2013年2月28日に行った施政方針演説で、日中関係について、「最も重要な二国間関係の一つであり、個別の問題が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの『戦略的互惠関係』の原点に立ち戻るよう、求めてまいります」と述べた⁽⁴⁶⁾。今後、対外発信をめぐる日本政府がどのような政策を取っていくのかが注目される。

(42) 「日中両国がアジア及び世界に対して厳粛な責任を負うとの認識の下、アジア及び世界に共に貢献する中で、お互い利益を得て共通利益を拡大し、日中関係を発展させること」が「戦略的互惠関係」の基本方針とされている。

「中華人民共和国基礎データ」外務省ホームページ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/data.html#06>>

(43) 領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会「戦略的発信の強化に向けて一領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会報告書」2013.7.2. <<http://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/130702houkokusyo.pdf>>

(44) 世耕弘成内閣官房副長官を中心に、長谷川榮一内閣広報官や、外務、経済産業、国土交通など各省担当者らで構成されている。「対外広報戦略強化へ 政府チーム初会合」『読売新聞』2013.8.2.

(45) 外務省「平成26年度予算概算要求」2013.8. p.7. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/yosan_kessan/mofa_yosan_kessan/pdfs/h26_yosan_gaiyo.pdf>

(46) 「第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」2013.2.28. 首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement2/20130228siseuhousin.html>

別表 尖閣諸島に関する中国の主な主張及びそれに対する日本の見解

	中国の主張	日本の見解
基本的な立場、領有権の根拠について	<ul style="list-style-type: none"> ・釣魚島及びその付属島嶼は、中国の領土の不可分の一部である。歴史、地理、法理のいかなる角度から見ても、釣魚島は中国固有の領土であり、中国は釣魚島に対して争う余地のない主権を有している。 ・現在見つかっている範囲で、最も早く釣魚島、赤尾嶼などの地名を記載した史籍は、1403年に完成した『順風相送』である。これは、早くも14、15世紀に中国はすでに釣魚島を発見し、命名したことを示している。 ・早くも明朝の初期に、東海沿海の倭寇を防ぐために、中国は釣魚島を防御地区に組み入れていた。1561年の『籌海図編』では、釣魚島などの島嶼を「沿海山沙図」に編入し、明朝の海防範囲に組み入れたことがはっきりしている。 ・中国内外の地図が釣魚島は中国に属することを表示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（日本政府の基本的な立場）尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない。 ・中国政府及び台湾当局が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年秋に行われた国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると指摘を受けて尖閣諸島に注目が集まった1970年代以降である。 ・中国政府及び台湾当局がいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げている諸点は、いずれも国際法上有効な論拠とは言えない。例えば、国際法上、島を発見したり、地理的な近接性があることのみでは、領有権の主張を裏付けることにはならない。また、中国が領有権の根拠としている中国国内の歴史的文献や地図等の記載内容は、領有権を有することの証拠とするには全く不十分なものである。
日本領土への編入について	<ul style="list-style-type: none"> ・釣魚島は中国に属し、決して「無主地」ではない。日本人が釣魚島を「発見」する前に、中国は釣魚島に対してすでに数百年にわたる有効な管轄を実施しており、釣魚島の争う余地のない主人である。 ・日本外務省が編纂した『日本外交文書』では、日本が釣魚島の窃取を企んだ経緯がはっきり記載されている。その中の関係文書（1885年の井上外務卿から山縣内務卿に宛てた書簡等）が示しているように、当時日本政府は釣魚島を狙い始めたが、これらの島嶼が中国に属することをよく知っており、軽々しい行動に出られなかったのである。 ・日本の公文書は、日本が1885年に釣魚島への調査を開始し、1895年に正式に窃取するまでの過程は終始秘密裏に進められており、一度も公表されたことがないことをはっきりと示している。このことは、釣魚島の主権に対する日本の主張が国際法に定められた効力を持たないことをさらに証明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・尖閣諸島は、1885年から日本政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、単に尖閣諸島が無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本の領土に編入したものである。この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致している（先占の法理）。 ・1885年の外務大臣の書簡は、編入手続を行う過程における一つの文書であり、そこには清国の動向について記述があるのは事実だが、日本政府として、清国が尖閣諸島を領有していると認識していたとは全く読み取れず、同書簡はむしろ当時尖閣諸島が清国に属しないと前提の下、我が国がいかに丁寧かつ慎重に領土編入の手続を進めてきたかを示すものである。外務大臣が同書簡の中で実地踏査を支持していることから、尖閣諸島を清国の領土であると考えていなかったことは明らかである。また、1885年に内務大臣から外務大臣に宛てた書簡でも尖閣諸島に「清国所属の証跡は少しも相見え申さず」と明確に記載されている。 ・1895年の閣議決定が当時公表されなかったのは事実だが、これは当時における他の一般の閣議決定についても同様だったと承知している。右閣議決定以来、日本は、民間人の土地借用願に対する許可の発出や国及び沖縄県による実地調査等、尖閣諸島に対して公然と主権の行使を行っていたため、日本の領有意思は対外的にも明らかであった。なお、国際法上、先占の意思につき他国に通報する義務があるわけではない。
下関条約	<p>1895年4月17日、清朝は甲午戦争（日清戦争）に敗れ、日本と不平等な「馬関条約」（下関条約）に調印し、「台湾全島およびすべての付属島嶼」を割譲することを強いられた。釣魚島などは、台湾の「付属島嶼」としてともに日本に割譲されたのである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日清講和条約（下関条約）によって、日本が清国より譲り受けた台湾及びその付属島嶼については、同条約はその具体的範囲を明記していないが、交渉経緯等からしても、尖閣諸島が同条約（第2条2）の台湾及びその付属諸島嶼に含まれるという解釈を根拠付けるようなものはない。

	中国の主張	日本の見解
下関条約について		<ul style="list-style-type: none"> 日本はすでに日清戦争以前の1885年から、尖閣諸島に対して清国を含むどの国の支配も及んでいないことを慎重に確認しつつ、同諸島を正式に日本の領土として沖縄県に編入するための準備を行っている。日本政府は、下関条約に先立つ1895年1月の閣議決定により、尖閣諸島を沖縄に編入し、日清戦争後においても、尖閣諸島を、割譲を受けた台湾総督府の管轄区域としてではなく、一貫して沖縄県の一部として扱っていた。 こうした事実から明らかなおと、日本は、日清戦争の前後を通じて、尖閣諸島が清国の領土であった台湾及びその付属諸島嶼の一部であったと考えることはない。したがって、下関条約による割譲の対象とすることもあり得なかった。
カイロ宣言、ポツダム宣言について	<ul style="list-style-type: none"> 「カイロ宣言」、「ポツダム宣言」、「日本降伏文書」に基づき、釣魚島は台湾の付属島嶼として台湾と一緒に中国に返還されるべきものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本による尖閣諸島の領有権の取得は第二次世界大戦とは何ら関係がないものである。 カイロ宣言やポツダム宣言は、当時の連合国側の戦後処理の基本方針を示したものであるが、これらの宣言上、尖閣諸島がカイロ宣言にいう「台湾」の付属島嶼に含まれると中華民国を含む連合国側が認識していたとの事実を示す証拠はない。 そもそも、戦争の結果としての領土の処理は、最終的には平和条約を始めとする国際約束に基づいて行われる。第二次世界大戦の場合、同大戦後の日本の領土を法的に確定したのはサンフランシスコ平和条約であり、カイロ宣言やポツダム宣言は日本の領土処理について、最終的な法的効果を持ち得るものではない。
サンフランシスコ平和条約、沖縄返還協定について	<ul style="list-style-type: none"> 1951年8月15日、サンフランシスコ講和会議が開催される前に、中国政府は「対日講和条約の準備、起草および調印に中華人民共和国の参加がなければ、その内容と結果のいかんにかかわらず、中央人民政府はこれをすべて不法であり、それゆえ無効であるとみなす」という声明を発表した。1951年9月18日、中国政府は再び声明を出し、「サンフランシスコ平和条約」が不法かつ無効であり、断じて承認できないと強調した。 米国などの国が日本と調印した一方的な講和条約である「サンフランシスコ平和条約」に規定された委任管理の範囲には釣魚島が含まれていない。 1952年2月29日及び1953年12月25日、琉球列島米国民政府は前後して第68号令（「琉球政府章典」）と第27号令（「琉球列島の地理的境界」に関する布告）を公布し、勝手に委任管理の範囲を拡大し、中国領の釣魚島をその管轄下に組み込んだ。これにはいかなる法的な根拠もなく、中国はこの行為に断固反対するものである。 1971年6月17日、米国は日本と「沖縄返還協定」に調印し、琉球諸島と釣魚島の「施政権」を日本に「返還」することとした。これに対して、中国本土及び海外の中国人は一斉に非難の声を挙げた。同年12月30日、中国外交部は厳正な声明を発表し、「米日両国政府が沖縄『返還』協定で、中国の釣魚島などの島嶼を『返還地域』に組み入れたことは、全く不法なことであり、これは中華人民共和国の釣魚島などの島嶼に対する領土主権をいささかも改変し得るものではない」と指摘した。台湾当局もこれに対して断固たる反対の意を示した。 米日が釣魚島をひそかに授受したのは中国の領土主権に対する重大な侵犯であり、不法かつ無効であり、これにより釣魚島が中国に属するという事実が変わったことはなく、また、変えることなど許されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本は、サンフランシスコ平和条約第2条（b）により、日本が日清戦争によって中国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島の領有権を放棄したが、尖閣諸島はここにいう「台湾及び澎湖諸島」に含まれていない。なぜなら、尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第3条に基づき、南西諸島の一部として米国が施政権を現実に行使し、また、1972年の沖縄返還により日本が施政権の返還を受けた区域にも明示的に含まれているからである。 中国はサンフランシスコ平和条約の締約国ではないが、日本は当時承認していた中華民国（台湾）との間で日華平和条約を締結した。同条約において、日本はサンフランシスコ平和条約第2条に基づき、台湾及び澎湖諸島等に対するすべての権利等を放棄したことが承認されているが、同条約の交渉過程では、日本領として残された尖閣諸島については一切議論されていない。このことは、尖閣諸島が従来日本の領土であることが当然の前提とされていたことを意味する。 サンフランシスコ平和条約締結後の尖閣諸島の扱いは、国際的には公知であり、中華人民共和国がこれを承知していないはずはない。現に中国共産党の機関紙である『人民日報』は1953年1月8日の記事「琉球諸島における人々の米国占領反対の戦い」において、米国の施政権下に入った琉球諸島の中に、尖閣諸島を明示的に含めて記述している。その後も同国は、1970年代まで、サンフランシスコ平和条約第3条に基づいて米国の施政権下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれている事実に対して、何ら異議を唱えていない。また、中国側は、異議を唱えてこなかったことについて何ら明確な説明を行っていない。

	中国の主張	日本の見解
「棚上げ」について	1970年代、中日両国が国交正常化と「中日平和友好条約」を締結する際、両国の先代の指導者たちは両国関係の大局に目を向け、「釣魚島の問題を棚上げし、将来の解決にゆだねる」ことについて了解と共通認識に達した。	尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しないという我が国の立場は一貫しており、中国側との間で尖閣諸島について「棚上げ」や「現状維持」について合意したという事実はない。この点は、公開されている国交正常化の際の日中首脳会談の記録からも明らかである。
日本政府による尖閣三島の所有権の取得について	いわゆる「国有化」を実施したことは、中国の主権に対する重大な侵犯であり、中日両国の先代の指導者が達成した了解と共通認識に背くものである。	・尖閣諸島をめぐり解決すべき問題は存在せず、日本政府が尖閣三島の所有権を取得したことは、他の国や地域との間で何ら問題を惹起すべきものではない。 ・今般の所有権の移転は、尖閣諸島を長期にわたり平穏かつ安定的に維持・管理するために行うものであり、1932年まで国が有していた所有権を民間の所有者から再び国に移転するものに過ぎない。

(注) 地名について、中国側の主張では原文どおり「釣魚島」を使用した。
 (出典) 国務院新聞弁公室「釣魚島は中国固有の領土である」2012.9.25. <<http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/2012/Document/1225270/1225270.htm>>; 「尖閣諸島に関する Q&A」外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html> を基に筆者作成。

<参考>

【日清講和条約（下関条約）】（1895年4月17日署名、1895年5月8日発効）（関連部分）

第二条 清国ハ左記ノ土地ノ主権並ニ該地方ニ在ル城壘、兵器製造所及官有物ヲ永遠日本国ニ割与ス

一 左ノ経界内ニ在ル奉天省南部ノ地
 鴨緑江口ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ該河口ヨリ鳳凰城、海城、営口ニ亘リ遼河口ニ至ル折線以南ノ地併セテ前記ノ各城市ヲ包含ス而シテ遼河ヲ以テ界トスル処ハ該河ノ中央ヲ以テ経界トスルコトト知ルヘシ

遼東湾東岸及黄海岸ニ在テ奉天省ニ属スル諸島嶼

二 台湾全島及其ノ附属諸島嶼

三 澎湖列島即英国「グリーンウィチ」東経百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼

(注) 引用にあたり、旧漢字は原則として新漢字に改めた。
 (出典) 外務省編纂『日本外交年表並主要文書 上巻』日本国際連合協会, 1955, p.165.

【カイロ宣言】（1943年11月27日署名）（関連部分）
 右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剝奪スルコト並ニ満州、

台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

(注) 引用にあたり、旧漢字は原則として新漢字に改めた。
 (出典) 外務省編纂『日本外交年表並主要文書 下巻』日本国際連合協会, 1955, p.595.

【ポツダム宣言】（1945年7月26日署名、1945年8月14日日本国受諾）（関連部分）
 八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

(注) 引用にあたり、旧漢字は原則として新漢字に改めた。
 (出典) 同上, p.626.

【降伏文書】（1945年9月2日署名）（関連部分）
 下名ハ茲ニ合衆国、中華民國及「グレート・ブリテン」国ノ政府ノ首班カ千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ発シ後ニ「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦カ参加シタル宣言ノ条項ヲ日本国天皇、日本国政府及日本帝国大本営ノ命ニ依リ且之ニ代リ受諾ス右四国ハ以下之ヲ連合国ト称ス

(中略)

下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スルタメ連合最高司令官又ハ其ノ他特定ノ連合代表者カ要求スルコトアルヘキ一切ノ命令ヲ発シ且スル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス

(注) 引用にあたり、旧漢字は原則として新漢字に改めた。

(出典) 同上, p.639.

【日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約、対日平和条約）】(1951年9月8日署名、1952年4月28日発効) (関連部分)

第二条 (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。

第三条 日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

(出典) 外務省国際法局『主要条約集（平成18年版）上巻』2006, pp.4-6.

【琉球政府章典（米国民政府布令第68号）】(1952年2月29日、1953年12月26日第5次改正)

第一章 総則

第一条 琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とする。

北緯二八度東経一二四度四〇分の点を起点として北緯二四度東経一二二度北緯二四度東経一三三度北緯二七度東経一三一五〇分北緯二七度東経一二八度一八分北緯二八度東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。(改正五)

(出典) 琉球政府立法院事務局庶務課編集『琉球法令集(布告・布令・指令)』琉球政府立法院事務局, 1958, p.91.

【琉球列島の地理的境界（米国民政府布告第27号）】

(1953年12月25日)

琉球列島住民に告ぐ

一九五一年九月八日調印された対日講和条約の条項及び一九五三年十二月二十五日発効の奄美諸島に関する日米協定に基き、これまで民政府布告、布令及び指令によつて定められた琉球列島米国民政府及び琉球政府の地理的境界を再指定する必要があるので、

本官、琉球列島民政副長官、米国防軍少将、ダヴィド A・D・オグデンは、ここに次のとおり布告する。

第一条 琉球列島米国民政府及び琉球政府の管轄区域を左記地理的境界内の諸島、小島、環礁及び岩礁並びに領海に再指定する。

北緯二八度・東経一二四度四〇分を起点とし、
北緯二四度・東経一二二度、
北緯二四度・東経一三三度、
北緯二七度・東経一三一五〇分、
北緯二七度・東経一二八度一八分、
北緯二八度・東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。

第二条 前記境界を越えて境界の設定又は管轄の実施を指定する琉球列島米国民政府布告、布令、指令、命令、又はその他の規定は、ここに前条に準じて改正する。

第三条 この布告は、一九五三年十二月二十五日から施行する。

民政長官の命により発布する。

民政副長官

米国防軍少将

D・A・D・オグデン

(出典) 同上, pp.24-25.

【沖縄返還協定（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定）】(1971年6月17日署名、1972年5月15日発効) (関連部分)

第1条

2. この協定の適用上、「琉球諸島及び大東諸島」とは、行政、立法及び司法上のすべての権力を行使する権利が日本国との平和条約第3条の規定に基づいてアメリカ合衆国に与えられたすべての領土及び領水のうち、そのような権利が1953年12月24日及び1968年4月5日に日本国とアメリカ合衆国との間に署名された奄美群島に関する協定並びに南方諸島及びその他の諸島に関する協定に従つてすでに日本国に返還された部分を除いた部分をいう。

(出典) 外務省『わが外交の近況 昭和47年版(第16号)』[1972], pp.472-473.

【沖縄返還協定 合意された議事録】(1971年6月17日)(関連部分)

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の交渉において到達した次の了解を記録する。

第1条に関し、

同条2に定義する領土は、日本国との平和条約第3条の規定に基づくアメリカ合衆国の施政の下にある領土であり、1953年12月25日付けの民政府布告第27号に指定されているとおり、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれる区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁である。

北緯 28 度東経 124 度 40 分

北緯 24 度東経 122 度

北緯 24 度東経 133 度

北緯 27 度東経 131 度 50 分

北緯 27 度東経 128 度 18 分

北緯 28 度東経 128 度 18 分

北緯 28 度東経 124 度 40 分

(出典) 同上, pp.479-480.

(やまもと あやか)